# 随 意 契 約 理 由

令和8年(2026 年)10月1日

| | |
|---|---|
| 契約担当課名 | 行政総務課 |
| 発注担当課名 | 行政総務課 |
| 契約名称 | マイクロバスの月額賃貸借 |
| 契約内容 | マイクロバス車両（1 台）の再リース |
| 契約締結日<br>及び契約期間 | 令和８年 7 月 1 日<br>令和８年 7 月 1 日から令和９年 6 月 30 日 |
| 契約の相手方<br>（所在地・名称） | 東洋カーマックス株式会社 |
| 契約金額 | 838,200 円 |
| 随意契約理由 | （地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項　第 2 号に該当）<br><br>対象となるマイクロバスは、賃貸借契約が令和８年６月３０日に終了する。<br>現行車両はいずれも、稼働状況は良好で、これまでの車両整備及び法定点検整備等の結果も問題なく、今後も継続して、円滑かつ適切な稼働が確保できる見込みである。また、一般的に、再リースは新規リースと比べ、リース料の節減を図ることができる。現行の契約事業者から見積書を徴取したところ、再リース料は現行のリース料より、半導体等部品及び石油価格の高騰で増額ですが、新規リース料より低額となっている。<br>以上をふまえ、引き続き、これらの車両を使用することが適切であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第２号の規定に基づき、現行の契約事業者との間で、現行車両の賃貸借契約を締結するもの。 |